

建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係る リスクコミュニケーションに関する指針

(平成29年6月16日環境部長決裁)
(改正 令和3年2月18日環境部長決裁)
(改正 令和4年4月27日環境部長決裁)

1 趣旨

この指針は、解体等工事での石綿飛散に対する周辺住民等の不安を払拭し、発注者又は自主施工者と周辺住民等との相互理解(リスクコミュニケーション)を促進することを目的とする。

2 国のガイドラインの適用

- (1) 発注者又は自主施工者は、「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン(令和4年3月。環境省)」(以下「ガイドライン」という。)に定める方法に従い、リスクコミュニケーションを行うものとする。
- (2) この指針において使用する用語は、ガイドラインの例による。

3 県への報告対象

- (1) 発注者又は自主施工者は、大気汚染防止法に定める特定工事で、石綿が漏えい又は飛散したものについて、次のアからエのリスクコミュニケーションの実施状況を県に報告するものとする。
 - ア 工事の実施前に行ったリスクコミュニケーション
 - イ 工事の実施中に行ったリスクコミュニケーション
 - ウ 工事の終了後に行ったリスクコミュニケーション
 - エ 石綿が漏えい又は飛散したときに行ったリスクコミュニケーション
- (2) 発注者又は自主施工者は、大気汚染防止法に定める届出対象特定工事で、石綿が漏えい又は飛散しなかったものについて、石綿を除去する面積が10㎡を超えるものにあつては、(1)アからウのリスクコミュニケーションの実施状況を県に報告するものとする。

4 県への報告の方法

発注者又は自主施工者は、リスクコミュニケーションの実施状況を、別紙様式により速やかに所管する環境管理事務所に報告するものとする。

5 県による助言

この指針に基づくリスクコミュニケーションの円滑な実施のため、環境管理事務所長が発注者又は自主施工者に対して助言する場合がある。

附 則

- 1 この指針は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。ただし、様式については、令和3年2月18日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年4月27日から施行する。